

## お知らせ

### 令和元年度後期高齢者医療保険制度の保険料について

問住民課 ㊟(57) 4 1 3 6  
 栃木県後期高齢者医療広域連合  
 ㊟0 2 8 (6 2 7) 6 8 0 5  
 日本年金機構(ねんきんダイヤル)  
 ㊟0 5 7 0 (05) 1 1 6 5

### 令和元年度軽減特例措置の見直しについて

所得の低い方や元被扶養者の方(後期高齢者医療制度に加入する日の前日に被用者保険の被扶養者であった方)への保険料の軽減特例措置は、平成29年度から段階的に見直されています。

### 所得の低い方への均等割額軽減特例措置

本来7割軽減のところ特例措置として、これまで9割軽減、8.5割軽減となっていました。そのうち、9割軽減に該当する方(世帯の被保険者全員が年金収入のみで80万円以下)は、基本的に介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象となることから、令和元年度は8割軽減に見直されます。

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
軽減割合	9割軽減	8割軽減
	8.5割軽減	8.5割軽減 ※

※8.5割軽減対象の方は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、令和元(2019)年度は8.5割軽減を据え置きます。

### 元被扶養者の方への均等割額軽減特例措置

平成30年度は特例措置として、制度の加入期間にかかわらず均等割額が5割軽減されていましたが、令和元年度以降は制度加入後2年間のみとなります。軽減判定所得基準の拡充について

均等割軽減の対象となる世帯(被保険者全員と世帯主)の軽減判定所得基準が拡充され、これまでよりも軽減の対象が広がります。

### ※5割軽減

33万円+被保険者数×28万円  
 (27万5千円から拡充)

### ※2割軽減

33万円+被保険者数×51万円  
 (50万円から拡充)

後期高齢者医療制度については栃木県後期高齢者医療広域連合、または住民課保健医療係までお問い合わせください。

年金生活者支援給付金については、日本年金機構までお問い合わせください。

### 後期高齢者医療被保険者証が更新されます

問住民課 ㊟(57) 4 1 2 6

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、本年7月31日までです。

8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に町住民課まで返却していただきますようお願いいたします。

**野木町全域を光で整備するケーブルテレビ開局**  
**2019年夏より順次開局予定**

只今、加入予約受付中!

テレビ小山放送 ☎0120-344-372

テレビ小山 野木町 検索

※野木町も出資する第三セクターの会社です。